

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁消防総監
各政令指定都市消防局長

様

全国航空消防防災協議会
会長 濱本 憲一

平成29年度分爆発物等の輸送に係る実施状況について（依頼）

平素から当協議会の運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年度分爆発物等輸送承認については、平成29年3月15日付け国空航第10673号により国土交通大臣から別添のとおり承認されました。

つきましては、爆発物等の輸送にかかる実施状況等については、当協議会が取りまとめ、国土交通大臣宛てに報告しますので、下記事項にご留意の上、航空隊より御報告頂くようお願い申し上げます。

記

1 対象期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

2 輸送報告要領

別添様式-1 ヘリコプターに常時搭載している物件について

① 平成29年度当初に1回報告

別添様式-2 ヘリコプターに随時輸送した物件

① 各輸送月の翌月10日までに毎月報告

② 実績がない場合においても、その旨を報告

3 その他

上記様式を下記担当にメールにて報告願います。

全国航空消防防災協議会事務局

担当：鍛冶川

Email：jasa2@habataki.org

TEL：03-3519-2526

FAX：03-3593-6533

(別表 1)

番号	品名				物品の物理的 化学的特性	規則第 194条第1 項に掲げ る物件の いずれに 該当する か	包装 方法 ()内は 技術上の 基準に従 えないも の	等 級	一物件あ たりの重 量又は容 量 ※重量・量 ()内は正 味重量	輸 送 時 の 最 大 積 載 個 数	そ の 他 参 考 と な る 事 項
	製品名	告示名	化学式	国連番号							
1	エンジンカッター	内燃機関 (引火性液 体を燃料と するもの)	—	UN3528	引火性液体であ り、蒸気は空気と の混合物をつくり 火源による引火又 は爆発危険がある	3号 引火性液 体	専用 ケース	—	30kg	2	
2	チェーンソー		—	UN3528		3号 引火性液 体	専用 ケース	—	25kg	2	
3	削岩機		—	UN3528		3号 引火性液 体	専用 ケース	—	40kg	2	
4	発電機		—	UN3528		3号 引火性液 体	専用 ケース	—	95kg	2	
5	油圧ポンプ 救助器具		—	UN3528		3号 引火性液 体	専用 ケース	—	70kg	2	
6	船外機		—	UN3528		3号 引火性液 体	専用 ケース	—	55kg	1	
7	小型動力ポン プ		—	UN3528		3号 引火性液 体	専用 ケース	—	120kg	2	
8	草刈り機		—	UN3528		3号 引火性液 体	専用 ケース	—	15kg	1	
9	燃料給油用 ポンプ		—	UN3528		3号 引火性液 体	専用 ケース	—	30kg	1	
10	オートバイ		車両 (引火性液体 類を燃料と するもの)	—		UN3166	9号 その他の 有害物件	—	—	100kg	2
11	蓄電池 (漏れ防止型のもの)		—	UN2800	—	8号 腐食性物 質	専用 ケース	—	70kg	1	
12	潜水具、 呼吸器、 ジャッキ、エアソ エカッター、 放水銃用圧 縮空気	空気(圧縮 されている もの)	—	UN1002	非引火性の気体で あって燃焼を支え る	2号ハ その他ガ ス	高压容器 (保護キ ャップ付 き)	—	20kg (空気 6kg)	20	エアソー圧縮空 気式切断器
13	酸素 (圧縮されているもの)		O ₂	UN1072	非引火性の気体で あって燃焼を協力 に支え、火災を助 長する	2号ハ その他ガ ス	高压容器 (保護キ ャップ付 き)	—	15kg (酸素 2kg)	20	
14	アセチレン	アセチレン	C ₂ H ₂	UN1001	引火性の気体であ って点火源や衝撃 により分解、爆発 する	2号イ 引火性ガ ス	高压容器 (保護キ ャップ付 き)	—	5kg (アセレン 0.5kg)	2	

(別表1)

番号	品名				物品の物理的・化学的特性	規則第194条第1項に掲げる物件のいずれに該当するか	包装方法()内は技術上の基準に従えないもの	等級	一物件あたりの重量又は容量 ※重量・量()内は正味重量	輸送時の最大積載個数	その他参考となる事項
	製品名	告示名	化学式	国連番号							
15	救命ボート	救命器具(膨張式のもの)	—	UN2990	引火性、爆発性なし 不燃性で毒性は弱い 高濃度の場合には麻酔作用がある	9号 その他有害物件	専用ケース	—	22kg (炭酸ガス3kg)	20	
15-2	救命ボート		—	UN2990					19kg (炭酸ガス3kg)	10	
16	ライフジャケット		—	UN2990	引火性、爆発性なし 不燃性で毒性は弱い 高濃度の場合には麻酔作用がある	9号 その他有害物件	専用ケース	—	22kg (炭酸ガス3kg)	20	
17	自動膨張式救命浮き輪		—	UN2990					引火性、爆発性なし 不燃性で毒性は極めて弱い	9号 その他有害物件	
18	プロパン		CH ₃ C H ₂ CH ₃	UN1978	引火性、爆発性の気体で、爆発性混合ガスを作りやすい	2号イ 引火性ガス	高压容器又はカートリッジ式ガスボンベ(JIA認証のあるものに限る)	—	10kg (LPG5kg)	10	
19	火薬式救命索発射銃用薬莢	砲用空砲	—	UN0014	火薬を含有し、救出用ロープを渡せる設計	1号 火薬類(1.4S)	専用ケース	—	2.7kg (0.5g)	10	
20	タービンエンジン用航空燃料		—	UN1863	引火性の気体であって点火源により燃焼する	3号 引火性液体	(銅製ドラム缶)	3	190kg (200%)	5	JET A-1
21	ガソリン		—	UN1203	引火点-18℃以下揮発性を有し、非常に特徴のある臭気を有する	3号 引火性液体	(油類運搬用金属缶)	2	17kg (20%)	20	
22	エタノール		C ₂ H ₅ OH	UN1170	常温で引火性の蒸気を発する	3号 引火性液体	樹脂製ボトル	3	0.5kg (0.5%)	10	
23	混合燃料(ガソリンと2サイクルオイルの混合)	その他引火性液体(他の危険性を有しないもの)(他に品名が明示されているものを除く)	—	UN1993	引火性の気体であって点火源により燃焼する	3号 引火性液体	(油類運搬用金属缶)	3	17kg (20%)	20	
24	2サイクルオイル	重油	—	UN1202	引火性の気体であって点火源により燃焼する	3号 引火性液体	(油類運搬用金属缶)	3	21kg (20%)	20	
25	作動薬包		—	UN0323	火薬を含有し、効率的な破碎作業を行えるように設計されたもの	1号 火薬類(1.4S)	専用ケース	—	10kg	1	安全監視員はコンクリート破碎作業主任者講習受講者
26	発煙信号筒		—	UN0197	料薬を含有し、煙で信号効果を生ずるように設計されたもの	1号 火薬類(1.4G)	専用ケース	—	2kg	20	

(別表1)

番号	品名				物品の物理的・化学的特性	規則第194条第1項に掲げる物件のいずれに該当するか	包装方法()内は技術上の基準に従えないもの	等級	一物件あたりの重量又は容量 ※重量・量()内は正味重量	輸送時の最大積載個数	その他参考となる事項
	製品名	告示名	化学式	国連番号							
27	航空機用 信号炎管		—	UN0093	料薬を含有し、煙で信号効果を生ずるように設計されたもの	1号 火薬類 (1.3G)	専用 ケース	—	16kg	20	
28	ディーゼル油	ディーゼル油	—	UN1202	引火点21~55℃ 茶色のわずかに粘り状の液体 特徴的な臭気	3号 引火性液体	(油類運搬用金属缶)	3	18kg (20%)	20	
29	灯油		—	UN1223	引火点37~65℃ 無色~淡黄色液体 特異臭	3号 引火性液体	(油類運搬用金属缶)	3	18kg (20%)	20	
30	エアゾール	エアゾール	シクロペタン イソオクタン エタノール メタノール ブタン	UN1950	形状：液体 色：無色透明 シクロペタンとして 沸点：49.262℃ 引火点：-20℃ イソオクタンとして 沸点：99.25℃ エタノールとして 沸点：78.3℃ メタノールとして 沸点：-93.9℃ ブタンとして 沸点：-138.35℃	2号イ	専用ケース	—	重量 410g 容量 420ml	2	A145 廃棄のエアゾールは輸送禁止
			LPGガス 石油蒸留物 鉱物油 防錆剤	UN1950	形状：液体 色：明るい琥珀色 沸点：193℃ 引火点：79℃	2号イ	専用ケース	—	重量 330g 容量 320ml	2	A145 廃棄のエアゾールは輸送禁止
			脂肪族 炭化水素 石油ベースオイル LVP 脂肪族炭化水素 二酸化炭素 界面活性剤	UN1950	形状：液体 色：明るい琥珀色 沸点：183~187℃ 引火点：49℃	2号イ	専用ケース	—	重量 340g 容量 277ml	2	145 廃棄のエアゾールは輸送禁止
31	リチウムイオン電池	装置に組み込まれたもの		UN3481		9号 その他の有害物件	装置自体が強固な外装容器と同等の強度を有するため外装容器に遇さない 【放送基準967】		23.2kg	1	(スタートバック) ・貨物室積載に限る。 ・輸送中の誤作動防止措置を



承 認 書

全国航空消防防災協議会

会長

濱本 憲一 殿

平成29年3月6日付け航消協第1号で申請のあった下記物件を乗組員室と同区画に積載し輸送すること等については、航空法施行規則第194条第2項第5号の規定に基づき、申請書のとおり承認する。

なお、申請内容に相違し、告示の規定及び輸送の安全の確保のために必要な措置等に不具合が認められた場合は、是正措置又は新たな条件を付加することがある。

記

1. 品名及び国連番号

品名	国連番号
内燃機関 (引火性液体を燃料とするもの)	UN3528
車両 (引火性液体類を燃料とするもの)	UN3166
蓄電池 (漏れ防止型のもの)	UN2800
空気 (圧縮されているもの)	UN1002
酸素 (圧縮されているもの)	UN1072
アセチレン	UN1001
救命器具 (膨張式のもの)	UN2990
プロパン	UN1978
砲用空砲	UN0014
タービンエンジン用航空燃料	UN1863
ガソリン	UN1203
エタノール	UN1170
その他の引火性液体 (他の危険性を有しないもの)	UN1993
重油	UN1202

作動薬包	UN0323
発煙信号筒	UN0197
航空機用信号炎管	UN0093
灯油	UN1223
エアゾール (引火性のもの)	UN1950
リチウムイオン電池 (リチウムイオンポリマー電池を含む。) (装置に組み込まれたもの)	UN3481

2. 承認期間 平成29年4月1日 から 平成30年3月31日 まで

平成29年3月15日

国土交通大臣

石井 啓一

